

令和2年神審第37号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月30日08時45分

福井県鷹巣港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 4.95トン

登 録 長 9.13メートル 5.08メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 198キロワット 29キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設けたFRP製漁船で、同室前部中央に舵輪、その前方左舷側にレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター、右舷壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年5月30日08時30分福井県鮎川漁港を発し、鷹巣港北方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが約8ノット以上の対水速力で航行すると船首部が浮上し、11.5ノットと同速力で航行中、舵輪後方に立った姿勢で前方を見ると、正船首から左右各舷それぞれ10.8度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、GPSプロッター及び1.5海里レンジとしたレーダーを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、08時35分僅か過ぎ長橋港沖防波堤灯台（以下「長橋港灯台」という。）から222度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を004度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,800にかけ、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、船首死角が生じた状態で進行した。

a受審人は、08時37分少し過ぎ長橋港灯台から232度1.4海里の地点に至ったとき、船首を左右に振って前路を一べつしたもの他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいな

いものと考え、08時42分長橋港灯台から273.5度1.1海里の地点に達したとき、正船首1,060メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を南西方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊中であると判断することができ、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、08時45分長橋港灯台から302度1.2海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から26度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の末期であった。

また、Bは、船体の中央部右舷側に操縦席を配した最大搭載人員が船員1人及び旅客5人のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、友人2人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日05時00分鷹巣港を発し、同港西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、05時15分釣り場に着き、衝突地点付近で、水深56メートルの海中に重さ約10キログラムの錨を投じ、同錨に長さ約2メートルのチェーンを介して接続した、直径約10ミリメートル長さ約100メートルの合成繊維製錨索を約65メートル伸出して船首部のクリートに係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示することなく、機関を停止して錨泊を開始した。

b 受審人は、08時40分船首が南南西方を向いていたとき、左舷船首方約1,800メートルのところにAを初めて視認し、同乗者と共に釣りをを行いながら同船の動静を監視していたところ、08時42分衝突地点で、船首が210度を向いていたとき、Aが左舷船首26度1,060メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、所用のため接近しているものと思い、注意喚起信号を行うことも、避航の気配がないまま更に接近しても、錨索を緩め、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けた。

こうして、b 受審人は、08時45分僅か前至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、立ち上がって同船に向けて手を振ったものの、効なく、Bは、船首が210度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に擦過傷、Bは、左舷船首部に亀裂等をそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。また、b 受審人が右臀部打撲傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、鷹巣港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同水域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鷹巣港西方沖合において、漁場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生し

たが、Bが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a受審人は、鷹巣港西方沖合において、漁場に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があつた。しかし、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船首死角を補う見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、鷹巣港西方沖合において、釣りを行いながら錨泊中、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せることなく接近するのを認めた場合、錨索を緩め、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があつた。しかし、同人は、Aが所用のため接近しているものと思ひ、衝突を避けるための措置をとらなかつた職務上の過失により、錨泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和3年7月6日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明